

特別高圧蓄熱調整契約 A (付帯契約要綱)

令和 8 年 11 月 1 日実施



沖縄電力株式会社

目 次

本	則	
1	適 用	1
2	要 綱 の 変 更	1
3	適 用 範 囲	1
4	季節区分，平日休日区分および時間帯区分	2
5	料 金	2
6	夜間使用電力量の計量	5
7	蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い	6
8	そ の 他	8
附	則	9
別	表	10

本 則

1 適 用

この付帯契約要綱（以下「要綱」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

2 要 綱 の 変 更

(1) 当社は、次の場合には、この要綱を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ 当社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または関係する法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ この要綱による契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

(2) (1)の場合、当社は、変更前は変更内容を、変更後は変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。ただし、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

(3) 当社は、電気事業法第2条の13に定める書面および電気事業法第2条の14に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信またはお客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

3 適 用 範 囲

標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）（令和8年11月1日実施。以下「標準供給条件」といいます。なお、当社が標準供給条件を変更した場合には、変

更後の供給条件によります。)の特別高圧電力Aまたは主契約要綱の特別高圧季節別時間帯別電力A, 特別高圧電力A－Ⅱ型もしくは特別高圧ウィークエンド電力Aとして電気の供給を受け, 蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転(以下「蓄熱運転」といいます。)により, 4(季節区分, 平日休日区分および時間帯区分)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで, かつ, この要綱実施の際現に要綱の特別高圧蓄熱調整契約A(令和8年4月1日実施。)の適用を受けている場合に適用いたします。

4 季節区分, 平日休日区分および時間帯区分

(1) 季節区分は, 次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 平日休日区分は, 次のとおりといたします。

イ 平 日

ロにいう休日以外の日をいいます。

ロ 休 日

別表1(休日等)に定める日をいいます。

(3) 時間帯区分は, 次のとおりといたします。

イ 昼 間 時 間

毎日9時から23時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

5 料 金

各月の料金は, 標準供給条件の特別高圧電力Aまたは主契約要綱の特別高圧季節別時間帯別電力A, 特別高圧電力A－Ⅱ型もしくは特別高圧ウィークエンド電力Aによって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額

(以下「蓄熱割引額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(1) 蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

イ 特別高圧電力Aとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{特別高圧電力Aの夏季料金}}{\text{またはその他季料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(4)イの蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、特別高圧電力Aの夏季料金および(4)イの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、特別高圧電力Aのその他季料金および(4)イのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ 特別高圧季節別時間帯別電力Aとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{特別高圧季節別時間帯別電力Aの夜間時間における電力量料金}}{\text{}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(4)ロの蓄熱割引率}$$

ハ 特別高圧電力A－Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{特別高圧電力A－Ⅱ型の夏季料金またはその他季料金}}{\text{}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(4)ハの蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、特別高圧電力A－Ⅱ型の夏季料金および(4)ハの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、特別高圧電力A－Ⅱ型のその他季料金および(4)ハのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ニ 特別高圧ウィークエンド電力Aとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{特別高圧ウィークエンド電力Aの夏季もしくはその他季平日料金または夏季もしくはその他季休日料金}}{\text{}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(4)ニの蓄熱割引率}$$

この場合、夏季平日の蓄熱電力量には、特別高圧ウィークエンド電力Aの夏季平日料金および(4)ニの夏季平日蓄熱割引率を、夏季休日の蓄熱電力量には、特別高圧ウィークエンド電力Aの夏季休日料金および(4)ニの夏季休日蓄熱割引率を、その他季平日の蓄熱電力量には、特別高圧ウィークエンド電力Aのその他季平日料金および(4)ニのその他季平日蓄熱割引率を、その他季休日の蓄熱電力量には、特別高圧ウィークエンド電力Aのその他季休日料金および(4)ニのその他季休日蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

(2) 蓄 熱 電 力 量

蓄熱電力量は、6（夜間使用電力量の計量）により計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 控 除 電 力 量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

この場合、控除率は、別表2に定める「標準控除率表」の値、または蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 蓄 熱 割 引 率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

イ 特別高圧電力Aとして電気の供給を受ける場合

夏 季 蓄 熱 割 引 率	0.233
その他季蓄熱割引率	0.196

ロ 特別高圧季節別時間帯別電力Aとして電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	0.104
-----------	-------

ハ 特別高圧電力A－Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

夏 季 蓄 熱 割 引 率	0.190
その他季蓄熱割引率	0.155

ニ 特別高圧ウィークエンド電力Aとして電気の供給を受ける場合

	平 日	休 日
夏 季 蓄 熱 割 引 率	0.210	0.148
その他季蓄熱割引率	0.174	0.112

(5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

6 夜間使用電力量の計量

(1) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、4（季節区分、平日休日区分および時間帯区分）(3)イの昼間時間を毎日8時から22時までに変更することが

あります。

また、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(2) 夜間使用電力量の計量は、標準供給条件27（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

(3) 主契約要綱の特別高圧ウィークエンド電力Aとして電気の供給を受けるお客さまの場合、夜間使用電力量の計量は、原則として記録型計量器により平日休日別に行ないます。

ただし、記録型計量器の取付けができない場合は、その1月に計量された夜間使用電力量をその1月の平日および休日の使用電力量の比であん分してえた値をそれぞれ平日および休日の夜間使用電力量といたします。

(4) 供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、標準供給条件附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

(5) 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

(6) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議がととのった場合には、当該システムの夜間使用電力量は、(1)にかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

7 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

(1) 次のいずれにも該当し、当社との協議がととのった場合の各月の料金は、5（料金）によって料金として算定された金額から(2)によって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ 標準供給条件の特別高圧電力Aまたは主契約要綱の特別高圧季節別時間帯別電力A、特別高圧電力A－Ⅱ型もしくは特別高圧ウィークエンド電力Aの契約電力（以下「契約電力」といいます。）が500キロワット以上で、お客さまが適用を希望されること。

ロ 蓄熱式空調システムの運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移

行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。

(2) 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱ピークシフト割引額 = (3)の蓄熱ピークシフト電力 × (4)の割引単価

(3) 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(4) 割 引 単 価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

イ 特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aとして電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト 電力1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,471円80銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,463円00銭

ロ 特別高圧電力A－Ⅱ型または特別高圧ウィークエンド電力Aとして電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト 電力1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,860円10銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,851円30銭

(5) 当社は、夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため、それぞれ

れの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。

- (6) 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合の料金は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものといたします。

8 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この要綱に定めのない事項については、標準供給条件の特別高圧電力Aまたは主契約要綱の特別高圧季節別時間帯別電力A、特別高圧電力A－Ⅱ型もしくは特別高圧ウィークエンド電力Aの定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、令和8年11月1日から実施いたします。

2 この要綱の実施等にもなう切替措置

この要綱実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、標準供給条件 28（料金の算定）および標準供給条件 29（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

1 休 日 等

この要綱において、休日等とは、次の日をいいます。

- (1) 土 曜 日
- (2) 日 曜 日
- (3) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- (4) 1月2日，1月3日，1月4日，5月1日，5月2日，12月30日および
12月31日

2 標準控除率表

用 途	業 種	標 準 控 除 率
空 調	旅 館 ・ ホ テ ル	20 パーセント
	病 院	10 パーセント
	コンピュータセンター	20 パーセント
	放 送 局	30 パーセント
給 湯	旅 館 ・ ホ テ ル	30 パーセント
	寮	10 パーセント